

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日 平成 30 年 11 月 20 日

更新日 令和 6 年 5 月 7 日

1 作成者

住所（フリガナ）：ヒョウゴケンコウベシニシクタマツチョウイスミ8パン
（〒651-2145）兵庫県 神戸市西区 玉津 町 居住 88番

名称（フリガナ）：コウベニクリュウツウスイシンキョウギカイ
神戸肉流通推進協議会

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 福本 博之

ウェブサイトのアドレス：<http://kobe-niku.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第2類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：牛肉

3 農林水産物等の名称

コウベ 神戸 ビーフ、コウベニク 神戸 肉、コウベギュー 神戸 牛、Kobe BEEF

4 明細書の変更

神戸肉流通推進協議会（以下「協議会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

協議会は、構成員に対し「神戸ビーフ、神戸肉、神戸牛、Kobe BEEF」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 素牛の確認

素牛については、協議会指定登録生産者より牛の出荷時に提出される、「肥育農家証明書」「子牛登記書等」「但馬牛血統証明システム登録データ」にて協議会役員が確認を行う。

イ 肥育方法の確認

肥育期間及び牛の種類については、出荷時に提出される「肥育農家証明書」にて生後28か月齢以上60か月齢以下の雌牛・去勢牛であることを協議会役員が確認する。と畜場については、兵庫県内の食肉センター（神戸・加古川・姫路・西宮・三田・但馬）に出荷され処理された牛であることを、食肉センターに所属する協議会

役員が確認する。ただし、共進会・共励会に出展する場合等で、上述のと畜場以外の場所だと畜をする際には、事前に協議会がその必要性を確認する。

また、出荷時に提出される「子牛登記書等」「但馬牛血統証明システム登録データ」にて、協議会役員が個体識別番号を確認し、但馬牛（たじまうし）であることを確認する。

ウ 枝肉基準の確認

枝肉基準の確認については、歩留・肉質等級が「A」「B」4等級以上であること、脂肪交雑 No が BMS 値 No. 6 以上であること、枝肉重量が未経産雌牛は270kg 以上499.9kg 以下、去勢牛は300kg 以上499.9kg 以下であることの確認は、公益社団法人日本食肉格付協会の発行する「格付明細書」にて協議会役員が確認する。

協議会役員は、枝肉基準を満たした枝肉に、「神戸ビーフ」「神戸肉」「神戸牛」「KOBE BEEF」を証する印を押印することができる。また、「神戸ビーフ」「神戸肉」「神戸牛」「KOBE BEEF」を証する情報を協議会が管理する「但馬牛血統証明システム」に入力する。

また、協議会役員は、指定登録店会員に対し「神戸肉之証」を発行する。

エ 書類の保存

上記ア～ウを確認した結果として、「但馬牛血統証明システムによる枝肉基準適合データ」、「神戸肉之証交付報告書」及び「但馬牛証明書交付報告書」を保存する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

協議会は、上記（1）のア・イ及びウの手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、生産者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協議会は、上記5（1）の周知の際に、地理的表示である「神戸ビーフ、神戸肉、神戸牛、KOBE BEEF」及びGI マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「神戸ビーフ、神戸肉、神戸牛、KOBE BEEF」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- (2) GI マークを使用する場合は、地理的表示である「神戸ビーフ、神戸肉、神戸牛、KOBE BEEF」と併せて使用すること。
- (3) GI マークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、生産者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は当該生産者に対し、一定期間牛の出荷を禁止できるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、上記 6 及び 8 に関して、「神戸ビーフ、神戸肉、神戸牛、KOBÉ BEEF」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

協議会は、次の資料をその作成日又は取得日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「神戸ビーフ、神戸肉、神戸牛、KOBE BEEF」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
 - ア 「但馬牛血統証明システムによる枝肉基準適合データ」
 - イ 「神戸肉之証交付報告書」
 - ウ 「但馬牛証明書交付報告書」
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]